

長野市子どもの権利を守る条例 構成案

※四角で囲まれた数字は、資料 02 のスライド番号に対応
 ※あくまでも試案であるため、今後の協議や文言の整理等により変更される。

前文 2	長野市の子どもの権利や条例制定への思い
------	---------------------

共通の認識	
目的 2	定義 3
子どもが幸せな状態で生活を送ることができ、将来にわたって夢や希望の持てるまちの実現	子ども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者
基本理念 4	
児童の権利に関する条約の4つの原則、関係機関との連携	

大人の役割 3					
市	保護者	市民	育ち学ぶ施設	地域	事業者

条例を実行する具体的な取組	
意見表明 5、9、10	子どもの意見の反映 5、9、10
居場所づくり 5	子どもの育ちへの支援 6
子育て家庭への支援 6	安心、安全な環境の整備 6
虐待、いじめ、差別等への取組 7	相談・救済 8、9、11

条例を実行するための仕組み 12		
国、県、地域、関係機関等との連携		
子どもに関する計画の策定	広報・啓発	財政上の措置